

## ○紀南地方老人福祉施設組合職員の退職勧奨に関する要綱

(平成17年8月30日)  
訓 令 第 6 号

(目的)

第1条 この訓令は、紀南地方老人福祉施設組合財政の硬直化を抑制するとともに、行政の効率的な運営に努めるため、職員に対し退職の勧奨を行い人事管理の適正化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号に該当するもので、自ら勧奨退職を申し出た者で、任命権者が必要と認めるときは、その者に退職を勧奨するものとする。

(1) 満57歳に達した者

(2) 満45歳以上満57歳未満で勤続20年以上の者（勤続期間には嘱託職員であった期間を含む）

(退職勧奨の手続)

第3条 任命権者は、前条の規定により勧奨を受けて退職する旨の申し出があった者に対し、退職勧奨をしようとするときは、その者に対して、勧奨の通知（別記第1号様式）を交付するものとする。

(退職の手続)

第4条 勧奨を受けて退職する者は、退職願（別記第2号様式）を所属長を通じて任命権者に提出するものとする。

(退職発令日)

第5条 前条の退職願を提出した者に対する退職発令日は、勧奨を承諾した年度の3月31日とする。ただし、任命権者が特に認めた場合、同日までの希望する日とする。

(退職勧奨の実施時期)

第6条 退職勧奨は、自ら勧奨退職を申し出た者に特別な事情があると判断した場合は、随時に実施するものとする。

(優遇措置)

第7条 この要綱に基づき退職した者に対する退職手当の支給については、和歌山県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例の勧奨の条項を適用する。

附 則（平成17年8月30日訓令第6号）

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

(別記第1号様式)

年 月 日

殿

〇〇〇〇 (任命権者)

紀南地方老人福祉施設組合職員の退職勧奨に関する要綱第2条に基づく退職の勧奨について

紀南地方老人福祉施設組合職員の退職勧奨に関する要綱第2条に基づき退職されるよう勧奨いたします。

(別記第2号様式)

年 月 日

〇〇〇〇 (任命権者) 殿

職 氏名

紀南地方老人福祉施設組合職員の退職勧奨に関する要綱第2条に基づく退職勧奨の受諾について  
(退職願)

私儀、紀南地方老人福祉施設組合職員の退職勧奨に関する要綱第2条に基づく、 年 月  
日付の退職勧奨により、 年 月 日をもって退職したいのでお願いします。